

広報みゆき

令和6年9月号
宇都宮東警察署御幸交番
028-662-9125

秋の交通安全県民総ぐるみ運動について

★マナーアップ! あなたが主役です!★

期間 令和6年9月21日(土)～30日(月)までの10日間

●運転の重点●

- 1 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者交通事故防止
- 2 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- 3 自転車・特定小型原動付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

★なお、本年11月までに改正道路交通法の一部が施工され、自転車の「ながらスマホ・酒気帯び運転」に対する罰則が整備されます。



◆特定小型原動機付自転車ってなに?◆

令和5年7月1日から、一定要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されています。

Q & A コーナー

Q 1 特定小型原動機付自転車とは?

A 最高速度20キロメートル以下
定格出力 0.6キロワット以下
車体の大きさ 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下

Q 2 誰が乗れるの?

A 16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

Q 3 どこを走れるの?

A 車道を通行しなければなりません、自転車道も通行することができます

Q 4 利用するにはどうすれば?

A 公道を使用するに当たっては、
①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
②ナンバープレートを取り付け、
③自賠償保険(共済)に加入しなければなりません。

